

矢作川総合第二期農地防災事業

北部併設水路(下流)(二期)建設工事

現 場 説 明 事 項

東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所

1. 一般事項

1) 入札に関する事項について

- (1) 本工事の入札は、工事請負契約書案、入札説明書及び現場説明指示事項に記載する条件により東海農政局競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）に従って行うものとする。
- (2) 本工事の入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2) 部分払いについて

本工事において中間前金払いに代わり、既済部分払いを選択することができる。

3) 工事請負契約書案について

第4条関係

契約の保証

- (1) 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。

ア 契約保証金に係る保管金額収証書及び保管金提出書

[注] (ア) 保管金額収証書は、「日本銀行名古屋支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 保管金額収証書の宛名の欄には、「東海農政局歳入歳出外現金出納官吏会計課課長補佐(主計)高見 龍一郎」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

[注] (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行名古屋支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「東海農政局取扱主任官会計課課長補佐(主計)高見 龍一郎」と記載するよう申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券

は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

[注] (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

(イ) 保証書の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 東海農政局長 秋葉一彦」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

(エ) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に、記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

(オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。

(カ) 保証期間は、工期を含むものとする。

(キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 ヶ月以上確保されるものとする。

(ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

[注] (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

(イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には「支出負担行為担当官 東海農政局長 秋葉 一彦」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

(エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 3 の金額以上とする。

(オ) 保証期間は、工期を含むものとする。

(カ) 請負代金額を変更する場合又は工期を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

[注] (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

(イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

(ウ) 保険証券の宛名の欄には「支出負担行為担当官 東海農政局長 秋葉一彦」と記載するように申し込むこと。

(エ) 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

(オ) 保険金額は、請負代金額の10分の3の金額以上とする。

(カ) 保険期間は、工期を含むものとする。

(キ) 請負金額を変更する取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (2) ウの金融機関等の保証に係る保証書、エの公共工事履行保証証券に係る証券又はオの履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

(3) 当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

(4) (2) の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

第 26 条関係

(1) 第 5 項の「特別な要因」とは、主な工事材料の価格を著しく変動させるおそれのある原油価格の引き上げのような特別な要因である。

(2) 第 5 項の「工事材料」とは、第 5 条 2 項に示す工事材料であり、「主要な工事材料」とは、上記の特別な要因として特定された要素で決められる材料である。

第30条関係

- (1) 第4項の「請負代金額」とは、損害額を負担する時点における請負代金額をいう。
- (2) 第6項の運用に当たっては、1回の損害額が損害を受けた時点の請負代金額の5/1,000の額（ただし、5/1,000の額が20万円を超える場合は20万円）かつ損害額が10万円以上とし、この額に満たない場合は損害額に含めない。

第35条関係

予算決算及び会計令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）を受けたものとの契約については、第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第6項、第7項及び第8項もこれに準じて割合を変更する。なお、工事が進捗した場合の中間前金払および部分払の請求を妨げるものではない。

第36条関係

第2項において、第35条第7項の規定により前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らない額とする。

第40条関係

各会計年度における請負代金額の支払限度額の割合及び出来高予定額の割合は、次のとおりとする。

年度	支払限度額の割合※	出来高予定額の割合
令和7年度	1%	3%
令和8年度	17%	38%
令和9年度	42%	58%
令和10年度	40%	1%

※令和7年度から令和9年度にそれぞれ補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、状況に応じて下表①～⑦のように各会計年度の支払限度額の割合を変更し、契約を変更することにより、各会計年度における支払限度額を変更するものとする。ただし、下表①～⑦は、追加で執行可能となった予算額により各年度の出来高予定額の9割まで措置された場合の割合であり、追加の予算額によっては、下表①～⑦の割合と異なる場合がある。

年度	支払限度額の割合		
	①令和7年度から令和9年度に追加で予算の執行が可能となった場合	②令和7年度及び令和8年度に追加で予算の執行が可能となった場合	③令和7年度及び令和9年度に追加で予算の執行が可能となった場合
令和7年度	3%	3%	3%
令和8年度	34%	34%	15%
令和9年度	52%	23%	71%
令和10年度	11%	40%	11%

年度	支払限度額の割合		
	④令和7年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合	⑤令和8年度及び令和9年度に追加で予算の執行が可能となった場合	⑥令和8年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合
令和7年度	3%	1%	1%
令和8年度	15%	36%	36%
令和9年度	42%	52%	23%
令和10年度	40%	11%	40%

年度	支払限度額の割合
	⑦令和9年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合
令和7年度	1%
令和8年度	17%
令和9年度	71%
令和10年度	11%

第41条関係

中間前金払を選択した場合は、第1項を以下のように記載する。

第41条 国債に係る契約の前金払（中間前金払を含む。）については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは、「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、各会計年度において、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金（中間前払金を含む。以下この条において同じ。）の支払いを請求することはできない。

4) その他

(1) この工事の請負契約締結にあたって、工事請負契約書第35条第4項及び第5項の規定に基づく中間前金払い、第38条の規定に基づく既済部分払いのいずれかを選定し、申し出るものとする。

(2) 前払金の保証について

前払金の保証に係る保証証書の寄託については、原則として、受注者は電子証

書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書（電磁的記録により発行された保証証書をいう。以下同じ。）を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

(3) この工事の支払い条件は下表のとおりとする。

なお、各年度の支払いは、予算成立後とする。

：中間前金払を選択しない場合

1-1 支払条件

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 7	あり（令和7年度の出来高予定額の割合の40%以内）	なし	なし※
R 8	あり	なし	あり（1回）※ 令和7年度出来高に対する部分払として
R 9	あり	なし	あり（1回）※ 令和8年度出来高に対する部分払として
R 10	あり	なし	あり（2回）※ うち1回は令和9年度出来高に対する部分払として

※ただし、令和7年度から令和9年度にそれぞれ補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった状況に応じて1-2から1-8の支払条件とし、契約を変更することにより各会計年度における前金払の有無及び部分払を請求できる回数を変更するものとする。

1-2. 支払条件（令和7年度から令和9年度すべて追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 7	あり（令和7年度の出来高予定額の割合の40%以内）	なし	あり（1回）※1
R 8	あり	なし	あり（3回）※1、2 うち1回は年度末部分払
R 9	あり	なし	あり（3回）※1、3 うち1回は年度末部分払
R 10	あり	なし	あり（1回）※4

※1 ただし、1-1から追加となった部分払回数の支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 1-1で令和8年度に予定していた部分払は、令和7年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※3 1-1で令和9年度に予定していた部分払は、令和8年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※4 1-1で令和10年度に予定していた部分払は、令和9年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

1-3. 支払条件（令和7年度及び令和8年度に追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R7	あり（令和7年度の出来高予定額の割合の40%以内）	なし	あり（1回）※1
R8	あり	なし	あり（3回）※1、2 うち1回は年度末部分払
R9	あり	なし	なし※3
R10	あり	なし	あり（2回） 令和9年度出来高に対する部分払として

※1 ただし、1-1から追加となった部分払回数の支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 1-1で令和8年度に予定していた部分払は、令和7年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※3 1-1で令和9年度に予定していた部分払は、令和8年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

1-4. 支払条件（令和7年度及び令和9年度に追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R7	あり（令和7年度の出来高予定額の割合の40%以内）	なし	あり（1回）※1
R8	あり	なし	なし※2
R9	あり	なし	あり（3回）※1 うち1回は令和8年度出来高に対する部分払として うち1回は年度末部分払
R10	あり	なし	あり（1回）※3

※1 ただし、1-1から追加となった部分払回数の支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 1-1で令和8年度に予定していた部分払は、令和7年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※3 1-1で令和10年度に予定していた部分払は、令和9年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

1-5. 支払条件（令和7年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R7	あり（令和7年度の出来高予定額の合計の40%以内）	なし	あり（1回）※1
R8	あり	なし	なし※2
R9	あり	なし	あり（1回） 令和8年度出来高に対する部分払として
R10	あり	なし	あり（2回） 令和9年度出来高に対する部分払として

- ※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。
- ※2 1-1で令和8年度に予定していた部分払は、令和7年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

1-6. 支払条件（令和8年度及び令和9年度に追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R7	あり	なし	なし
R8	あり	なし	あり（3回）※1 うち1回は令和7年度出来高に対する部分払として うち1回は年度末部分払
R9	あり	なし	あり（3回）※1、2 うち1回は年度末部分払
R10	あり	なし	あり（1回）※3

- ※1 ただし、1-1から追加となった部分払回数の支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。
- ※2 1-1で令和9年度に予定していた部分払は、令和8年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。
- ※3 1-1で令和10年度に予定していた部分払は、令和9年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

1-7. 支払条件（令和8年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R7	あり	なし	なし
R8	あり	なし	あり（3回）※1 うち1回は令和7年度出来高に対する部分払として うち1回は年度末部分払
R9	あり	なし	なし※2
R10	あり	なし	あり（2回） 令和9年度出来高に対する部分払として

※1 ただし、1-1から追加となった部分払回数の支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 1-1で令和9年度に予定していた部分払は、令和8年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

1-8. 支払条件（令和9年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R7	あり	なし	なし
R8	あり	なし	あり（1回） 令和7年度出来高に対する部分払として
R9	あり	なし	あり（3回）※1 うち1回は令和8年度出来高に対する部分払として うち1回は年度末部分払
R10	あり	なし	あり（1回）※2

※1 ただし、1-1から追加となった部分払回数の支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 1-1で令和10年度に予定していた部分払は、令和9年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

：中間前金払を選択した場合

2-1 支払条件

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 7	あり（令和7年度の出来高予定額の割合の40%以内）	なし	なし※
R 8	あり	なし※	あり（1回）※ 令和7年度出来高に対する部分払として
R 9	あり	なし※	あり（1回）※ 令和8年度出来高に対する部分払として
R 10	あり	あり	あり（1回）※ うち1回は令和9年度出来高に対する部分払として

※ただし、令和7年度から令和9年度にそれぞれ補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった状況に応じて2-2から2-8の支払条件とし、契約を変更することにより各会計年度における（中間）前金払の有無及び部分払を請求できる回数を変更するものとする。

2-2. 支払条件（令和7年度から令和9年度すべて追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 7	あり（令和7年度の出来高予定額の割合の40%以内）	なし	あり※1
R 8	あり	あり※1	あり（1回）※1、2 年度末部分払
R 9	あり	あり※1	あり（1回）※1、3 年度末部分払
R 10	あり	あり	なし※4

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 2-1で令和8年度に予定していた部分払は、令和7年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※3 2-1で令和9年度に予定していた部分払は、令和8年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※4 2-1で令和10年度に予定していた部分払は、令和9年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

2-3. 支払条件（令和7年度及び令和8年度に追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R7	あり（令和7年度の出来高予定額の割合の40%以内）	なし	あり※1
R8	あり	あり※1	あり（1回）※1, 2 年度末部分払
R9	あり	なし	なし※3
R10	あり	あり	あり（1回） 令和9年度出来高に対する部分払として

- ※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。
- ※2 2-1で令和8年度に予定していた部分払は、令和7年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。
- ※3 2-1で令和9年度に予定していた部分払は、令和8年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

2-4. 支払条件（令和7年度及び令和9年度に追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R7	あり（令和7年度の出来高予定額の割合の40%以内）	なし	あり※1
R8	あり	なし	なし※2
R9	あり	あり※1	あり（2回）※1 うち1回は令和8年度出来高に対する部分払として うち1回は年度末部分払
R10	あり	あり	なし※3

- ※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。なお、2-1から追加となった部分払回数分の支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。
- ※2 2-1で令和8年度に予定していた部分払は、令和7年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。
- ※3 2-1で令和10年度に予定していた部分払は、令和9年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

2-5. 支払条件（令和7年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R7	あり（令和7年度の出来高予定額の合計の40%以内）	なし	あり※1
R8	あり	なし	なし※2
R9	あり	なし	あり（1回） 令和8年度出来高に対する部分払として
R10	あり	あり	あり（1回） 令和9年度出来高に対する部分払として

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 2-1で令和8年度に予定していた部分払は、令和7年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

2-6. 支払条件（令和8年度及び令和9年度に追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R7	あり	なし	なし
R8	あり	あり※1	あり（2回）※1 うち1回は令和7年度出来高に対する部分払として うち1回は年度末部分払
R9	あり	あり※1	あり（1回）※1、2 年度末部分払
R10	あり	あり	なし※3

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。なお、2-1から追加となった部分払回数分の支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 2-1で令和9年度に予定していた部分払は、令和8年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※3 2-1で令和10年度に予定していた部分払は、令和9年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

2-7. 支払条件（令和8年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 7	あり	なし	なし
R 8	あり	あり※1	あり（2回）※1 うち1回は令和7年度出来高に対する部分払として うち1回は年度末部分払
R 9	あり	なし	なし※2
R10	あり	あり	あり（1回） 令和9年度出来高に対する部分払として

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。なお、2-1から追加となった部分払回数の支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 2-1で令和9年度に予定していた部分払は、令和8年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

2-8. 支払条件（令和9年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 7	あり	なし	なし
R 8	あり	なし	あり（1回） 令和7年度出来高に対する部分払として
R 9	あり	あり※1	あり（2回）※1 うち1回は令和8年度出来高に対する部分払として うち1回は年度末部分払
R10	あり	あり	なし※2

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。なお、2-1から追加となった部分払回数の支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 2-1で令和10年度に予定していた部分払は、令和9年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

2. 特別指示事項

1) 一般事項

(1) 労働災害の防止について

すでに、労働省労働基準局長より「建設業における労働災害防止対策の徹底につい

て」(昭和53年12月15日付基発第687号)で、建設業関係団体に通知されているところであるが一層徹底するよう努めること。

- ア 工事の計画段階における安全性の検討
- イ 技術管理の徹底
- ウ 安全衛生に関する責任体制の確立
- エ 工程の適正化

(2) 被災農林漁業者の優先雇用について

受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、地震・台風等被災地域の被災農林漁業者の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

(3) 適正な工事施工の確保について

- ア 受注者は、工事請負契約書第6条(一括委任又は一括下請負の禁止)及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条(一括下請負の禁止)の規定に抵触する行為が行われることのないようこれを厳守すること。
- イ 受注者は、工事現場に設置が義務づけられている専任、主任技術者等については、適切な資格、技術力等を有する者を配置すること。
- ウ 発注者は、農林水産省制定「土木工事共通仕様書」第1編1-1-14に基づき、受注者から提出された施工体制台帳と工事現場の施工体制が合致しているかどうかの点検を行う場合があるので、これに応ずること。

(4) 元請、下請関係の適正化について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化(請負代金の支払いをできる限り早くすること、できる限り現金払いとすること及び手形で支払う場合、手形期間は60日以内とすること等)、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善に努めること。

(5) 労働福祉の改善等について

建設労働者の福祉の向上を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

(6) 建設業退職金共済制度について

- ア 受注者は、建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)に加入するとともに、建退共制度の対象となる労働者に係る共済証紙(以下「証紙」という。)を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付するものとする。
- イ 受注者は、「土木工事共通仕様書」の規定に基づき、建退共制度の発注者用掛金収納書(以下「収納書」という。)を工事契約締結後1ヶ月以内に発注者に提出すること。

ただし、この期限内に収納書を提出できない特別の事情がある場合においては、あらかじめその事由及び証紙の購入予定を併せて申し出ること。

- ウ 受注者は、上記イの申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合などにおいて、証紙を追加購入したときは、当該証紙に係る収納書を工事完成時までに提出すること。なお、上記イの申し出を行った場合又は請負代金の増額変更があった場合において、証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。
- エ 発注者は、証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、関係資料の提出を求めることがある。
- オ 受注者は、下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象となる労働者に係る証紙をあわせて購入し現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金額中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに証紙の購入及び貼付を促進すること。
- カ 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、証紙を共済手帳へ貼付するなどの事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。
- キ 受注者は、勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部から工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識の掲示について要請があった場合には、特別の事情がある場合を除き、これに協力すること。
- ク 建退共制度に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがある。

(7) ダンプトラック等による過積載等の防止について

受注者は、次のア～キの事項を遵守すること。

- ア 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- エ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
- オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- キ 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(8) 公共事業労務費調査に対する協力

ア 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行わなければならない。

また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

イ 調査票を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。

エ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は当該下請工事の受注者（当該工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前ウ項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(9) 公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について

建設投資の低迷や金融機関による不良債権処理の加速等により、建設業は非常に厳しい環境に直面し、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者は資金繰りの悪化及び連鎖倒産等の問題に直面していることを踏まえ、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱いについて」において、従来から実施してきた下請セーフティネット債務保証事業の対象範囲の拡大が図られたので、適切な運用に努めること。

(10) 不法無線局について

不法無線局（電波法に基づく免許を受けずに開設した無線局）を設置した車輛は工事現場周辺他で電波障害等を起こすため、受注者は電波法令を厳守すること。

なお、受注者は、地方総合通信局から協力要請があったときは、これに協力すること。

(11) 特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等

ア 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、工事の落札者は、建設リサイクル法第12条に基づく説明書を発注者に提出し、その内容の説明を行わなければならない。

イ また、建設リサイクル法第13条に基づき、請負契約の当事者が、（1）分別解体等の方法、（2）解体に要する費用、（3）再資源化等をする施設の名称及び所在地、（4）再資源化等に要する費用を工事請負契約書に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。

ウ なお、工事請負契約書に記載する内容は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が示す施工方法と別の方法が記載された場合でも変更の対象とはしないものとする。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない場合は、発注者と協議するものとする。

(12) 間伐材等木材の利用促進について

農林水産省は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（法律第77号）を推進するため、「新農林水産省木材利用促進計画」（令和4年4月改正）に基づき、木材利用の促進を図ることとしている。

については、工事用の看板や標識、残存型枠及び木柵等の工事については、間伐材等木材利用の促進に努めること。

(13) 低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について

ア 開札の結果、予決令第86条に規定する調査（以下、「低入札価格調査」という。）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年4月25日付け18農振第177号 農村振興局整備部長名）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

(ア) 監督体制の強化など

ア) 施工体制の点検

施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請する場合がある。

さらに、「施工段階確認実施要領」（令和3年3月30日付け2農振第3742号 農村振興局整備部設計課長通知）等に基づき重点的な工事監督を実施する。

なお、事前通告をしないで点検することがある。

イ) 下請け契約状況の調査

低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、その契約内容の詳細について提出を求める場合がある。

なお、事前通告をしないで点検することがある。

ウ) 受注者技術者の増員について

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が低入札価格調査対象工事となった場合、受注者は東海農政局管内直轄工事において、本入札公告を行った日から過去2年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、主任（監理）技術者と同等の要件を満たす別の技術者1名を専任で現場に配置させることとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。

なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

① 工事成績70点未満の評定を通知された者

② 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて補修

又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。

③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長もしくは監督職員から書面による警告もしくは注意の喚起を受けた者

④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

イ 全ての低入札価格調査の対象工事（以下「対象工事」という。）を対象として、次に示す対策を試行的に実施する。

(ア) 対象工事について、次に示す①から③段階において、監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じイ及びウに示す措置を講じる。

① 施工確認段階

② 施工体制点検段階

③ 下請契約状況調査における下請支払の実態把握段階

(イ) (ア) に示す文書指示を受けた場合、以降の1年間において東海農政局管内の別の新規工事における応募時の評価点等を減点する。

(総合評価落札方式の場合)

1年間にわたり当該企業の総合評価落札方式による加算点を50%減ずる。

(ウ) (ア) に示す文書指示の回数が2回に達した場合、東海農政局管内の別の新規工事(「政府調達に関する協定」の適用を受ける工事を除く。)において次の入札参加制限を講ずる。

- ・ 対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、東海農政局管内の他の新規工事に係る入札参加を制限する。
- ・ 対象工事が2箇年以上にわたる工事については、文書指示が2回累積した日から1年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合は、その時点で同様の措置を改めて講ずる。

(エ) 当該対象工事の工事成績が65点未満の場合、評定通知日から1年間、(イ)と同様の措置を講じる。

(14) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

ア 暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

ウ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(15) 「工事書類の簡素化」について

農林水産省農村振興局が所管する直轄土地改良事業等の請負工事における受注者の業務及び発注者の監督・検査の合理化を目的に「提出書類の見直し」、「様式の統一」などを行い、工事書類の簡素化を図るため、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等

共通仕様書などの基準等が平成26年3月28日に改正された。

これに併せ、平成26年4月より農林水産省ホームページに提出書類様式を編集可能な形式（Word、Excel）で掲載、ダウンロードを可能とすることで、受注者の利便性の向上を図っている。なお、上記の土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書などの改正内容、提出書類書式及び「工事書類の簡素化」についての概要は、農林水産省ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/に掲載されているので確認されたい。

(16) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること

(17) その他

共通仕様書及び特別仕様書並びに設計図面等に「農林水産省構造改善局」と記載してある場合は、これを「農林水産省農村振興局」と読み替える。

2) 工事概要

特別仕様書第2章3のとおり

3) 工事仕様書（共通仕様書、特別仕様書）

4) 契約に係る事項

別紙のとおり

3. 質 疑

入札説明書11のとおり。

(別 紙)

契 約 に 係 る 事 項

1. 工種体系区分等

本工事における工種区分は「水路トンネル工事」、積算体系年月及び適用単価期は「令和7年9月」、共通仮設費率及び現場管理費率の補正に係る施工地域区分は「補正なし」、地域区分は「愛知(1)」、地区区分は「豊田②」を適用している。

2. 資材価格

土地改良事業等請負工事予定価格積算に用いる資材価格(東海農政局公表分)は、以下に公表している。

<https://www.maff.go.jp/tokai/noson/nn/price/index.html>

3. 工期

特別仕様書第14章20. に示す実工期の始期は、令和8年4月23日を考えている。

4. 特別仕様書第5章7. に示す仮設用水については、豊田市の条例に基づき以下のとおり計上している。

・水道基本料金	9,525円/月
・水道料金(40m ³ /月まで)	166円/m ³
・ 〃 (41m ³ ~60m ³ /月まで)	246円/m ³
・ 〃 (61m ³ 超/月)	316円/m ³

なお、豊田市との調整によりこれと異なる場合は監督職員と協議する。

5. 賃料の引継ぎ

特別仕様書第5章9に示す防音設備に係る賃料日数は以下のとおり計上している。なお、特別仕様書第4章2. に示す関連工事①の進捗により、これと異なる場合は監督職員と協議する。

防音パネル材	令和8年3月26日からの829日間
鉄骨材	令和8年3月26日からの847日間

6. 一次覆工に係る作業時間

一次覆工に係る作業時間は、昼間(午前8時~午後5時)、夜間(午後8時~午前5時)を考えている。

7. ビット交換部ヤード造成

特別仕様書5章10. に示すシールド機ビット交換に用いる薬液注入工のヤードは、その造形状について、現在検討中であり、この検討が出来次第、本工事に追加する場合がある。

8. 到達基地の位置

到達基地の位置は、特別仕様書第4章2. に示す関連工事②で行う調査ボーリングの結果等により変更する場合がある。

9. 到達坑口鏡壁

到達坑口鏡壁については、契約図面に示す構造を考えているが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

また、施工にあたっては特別仕様書第4章2. に示す関連工事②において用いている発進立坑からの資機材の搬入を想定しているが、現在その方法について検討中であり、この検討が出来次第、本工事に追加する場合がある。

10. シールドマシンの解体

特別仕様書10章5.(1) に示すシールド機は、到達基地到達後に二次覆工に支障となる部分（シールド機の本体先端部、カッター盤類等）の鋼材等について解体することを考えているが、現在その方法について検討中であり、この検討が出来次第、本工事に追加する場合がある。

11. 到達基地内の二次覆工

到達基地内の二次覆工については、現在その構造について検討中であり、この検討が出来次第、本工事に追加する場合がある。

12. 架空線の防護措置

架空線の防護措置（防護管設置）に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により防護措置が必要となった場合は、監督職員と協議する。

説 明 書

年 月 日

殿

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 ー) 電話番号 ー ー

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記により説明します。

記

- 1 工事の名称 _____
- 2 工事の場所 _____
- 3 説明内容 添付資料のとおり
- 4 添付資料
 - (1) 別表 (別表1～3のうち該当するものに必要事項を記載したもの)
 - 別表1 (建築物に係る解体工事)
 - 別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))
 - 別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))
 - (2) 工程の概要を示す資料 (できるだけ図面、表等を利用する。)
 - (3) 都道府県知事等の発行する処理施設の許可証の写し

※ □欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別 紙

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

1 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建設資材廃棄物の 種 類	施設の名称	所 在 地

(注) 建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

（直接工事費） _____ 円（税抜き）

(注) 運搬費を含む。

別表-3

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)※		□鉄筋コンクリート造 □その他 ()	
工事の種類		□新築工事 □維持・修繕工事 □解体工事 □電気 □水道 □ガス □下水道 □鉄道 □電話 □その他 ()	
使用する特定建設資材の種類 (新築 維持 修繕工事のみ)		□コンクリート □コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート □木材	
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数____年 その他 ()	
	周辺状況	周辺にある施設 □住宅 □商業施設 □学校 □病院 □その他 () 敷地境界との最短距離 約_____m その他 ()	
工作物に関する調査結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 □十分 □不十分 その他 ()	
	搬出経路	障害物 □有 () □無 前面道路の幅員 約_____m 通学路 □有 □無 その他 ()	
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)	□有 () □無	
	その他		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他 () その他の場合の理由 ()	
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)※		トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み
		□コンクリート魂	トン
		□アスファルト・コンクリート魂	トン
		□建設発生木材	トン
発生が見込まれる部分又は使用する部分(注)			
□① □② □③ □④ □⑤ □⑥			
□① □② □③ □④ □⑤ □⑥			
□① □② □③ □④ □⑤ □⑥			
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考			

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。